地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年3月27日

横浜市契約事務受任者 環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

樽町ポンプ場No. 1ガスタービン発電機緊急措置工事

- 2 履行(納品)場所 港北区樽町三丁目9番11号
- 3 契約日 令和4年12月8日
- 4 履行日又は履行期間 令和4年12月8日から令和5年3月17日
- 5 契約金額

¥51,348,000.-(うち取引に係る消費税額¥4,668,000.-)

6 契約の相手方(名称及び所在) 株式会社 I H I 原動機 代表取締役 赤松 真生 東京都千代田区外神田二丁目 14番5号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

No. 1 ガスタービン発電機が故障し運転不能となり、雨水排水を行うための電力が確保できず、排水区域が浸水し市民生活に多大な影響を及ぼす恐れがあるため、緊急に対応する必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

当該機器は、株式会社IHI原動機が独自の技術を用いて設計、製作及び据付を 行ったもので、同社の特殊部品が用いられており、同社でなければ交換部品を手 配することができません。また施工においても、仮に当該機器の仕様や機能を熟 知していない者が施工した場合、知識・技術の不足による施工不良により性能を 確保することができないだけでなく、振動や過負荷等の不具合が発生してガスタ ービン発電機が運転不能になる恐れがあり、同社の熟練技術者でなければ当該機 器の整備を行うことはできません。

したがって、当該機器の仕様や機能等を十分に把握し、施工が唯一可能な株式 会社 I H I 原動機と随意契約いたしました。

9 所管課

環境創造局 下水道施設部 北部第一水再生センター